

平成17年分 所得税の確定申告
平成18年度 町県民税・国民健康保険税申告

申告相談日程表

会 場 天萬庁舎2階会議室、法勝寺庁舎2階大会議室

受付時間		午 前 ... 9時00分～11時30分	
月日、曜日		午 後 ... 1時30分～4時00分	
月 日		会 場	対 象 集 落
2 / 7	火	法勝寺庁舎	給与・報酬・年金所得者の還付申告
8	水	〃	〃
9	木	〃	〃
10	金	〃	〃
13	月	天 萬 庁 舎	〃
14	火	〃	〃
15	水	〃	〃
16	木	〃	青色申告者 [決算書ができています]
17	金	〃	青色申告者 [決算書ができています]
18	土	〃	青色申告者 [決算書ができています]
20	月	〃	円山・福里・寺内・田住
21	火	〃	天萬1～8番組
22	水	〃	宮前一・二・諸木・西原
23	木	〃	高姫・井上・御内谷・金田・三崎
24	金	〃	市山・縄平・朝金・上野・池野・鶴田・荻名・浅井
27	月	法勝寺庁舎	境・谷川
28	火	〃	坂根・柏尾・四季・清水川・フォレストタウン
3 / 1	水	〃	東町・西町
2	木	〃	下鴨部・上鴨部・福頼・掛相・馬佐良
3	金	〃	今長・江原・八金・金ヶ崎・二榎・常清・金山
4	土	天萬・法勝寺庁舎	予備日
6	月	法勝寺庁舎	能竹・賀祥・驛牛・入蔵・早田・赤谷・大河内・笹畑・大木屋
7	火	〃	下阿賀・上阿賀・北方
8	水	〃	原・長田・猪小路
9	木	〃	西・鍋倉・与一谷・口絹屋・奥絹屋・倭・倭2区
10	金	〃	橘・清水・馬場・徳長・武信・道河内・伐株
11	土	天萬・法勝寺庁舎	予備日
13	月	法勝寺庁舎	小原・大国田園ハイツ・法勝寺1～8区
14	火	〃	三本木中・三本木下・城山・戸構・戸構団地・管田団地・落合下・落合上・落合団地
15	水	〃	予備日（確定申告最終日）

国保世帯の方は必ず申告をしてください。

割当日以外は混雑しますので、できる限り割当日にお出かけください。

申告に必要な書類等

- ① 確定申告書（税務署から送付されている方）
- ② 印鑑および通帳（口座番号のわかるもの）
- ③ 給与所得等の源泉徴収票（給与、年金等受給者）
- ④ 雇主の発行した賃金支払明細書（日雇、パート等賃金雇用労務者）
- ⑤ 国民年金保険料等の納付済証明書
- ⑥ 生命保険料、個人年金保険料の支払証明書
- ⑦ 損害保険料の支払証明書（火災保険、建物共済、建物更生共済等）
- ⑧ 医療費の領収書（高額医療、生命保険等の補填金額を差し引いた実支払額が、所得額の5%または10万円を超える方）
- ⑨ 不動産等を譲渡された方は、支払調書または契約書、その他手数料等の金額のわかるもの
- ⑩ その他営業等は収入、支出のわかるもの
- ⑪ 住宅借入金等特別控除を受ける方は、源泉徴収票、住民票の写し、登記簿謄本、契約書、年末の借入残高の証明書など
- ⑫ 農業所得の申告は、収入から経費を差し引く「収支計算」をしますので、事前に帳簿等及び保存書類（領収書等の集計）の準備をしてください。
 - 営農貯金明細表、農業に要した雇い人費及び支払った小作料については領収書、作業日誌及び支払調書
 - 農機、トラック等を購入された方は、領収書。車検を受けられた方は、費用の明細のわかるもの及び領収書
 - 家族構成、経営規模、状況などのわかる簡単な書類

期限内に正しい申告をされないと、無申告加算税、延滞税がかかります。

期限経過後の所得税の申告は、理由を問わず役場税務課では申告ができませんので、3月15日までに必ず会場にお出かけください。

還付を受けるための申告は、1月から提出することができます。

税務署へは、郵送することもできます。役場でも、2月7～10日に法勝寺庁舎、2月13日～15日に天萬庁舎で相談をお受けします。

昨年と比べて変わったところ

- 本人が65歳以上で所得が1,000万円以下の方の老年者控除（50万円）が廃止されました。
- 65歳以上の方の公的年金等の最低控除額が120万円に改正されました。
- 国民年金保険料等の納付済証明書の添付が必要になりました。
- 町県民税では、平成18年度から65歳以上で前年所得が125万円以下の方の非課税措置が廃止され、段階的に課税になります。